

1 普通養老保険（新フリープラン） （新フリープラン（短期払込型））

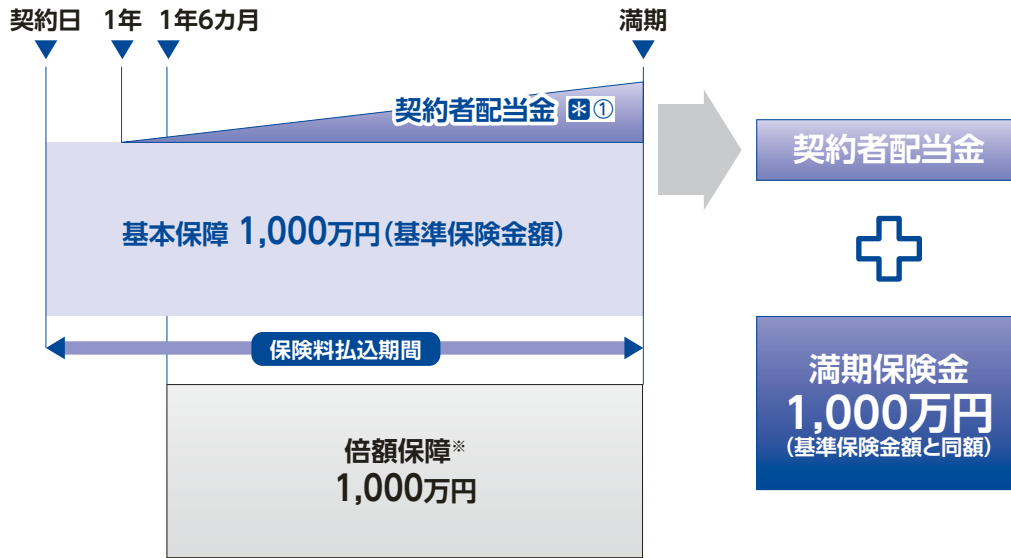
契約の目的	●万が一の保障（死亡保障）と満期の楽しみ（必要なお金の準備）を兼ね備えたシンプルな保険です。
商品の特長 *①	●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 （満期保険金と死亡保険金の額は同額です。） ●「各種特約」*②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

*① しおり31P参照「基本契約の保障内容」

*② しおり33P参照「特約の保障内容」

(1) 普通養老保険(新フリープラン)

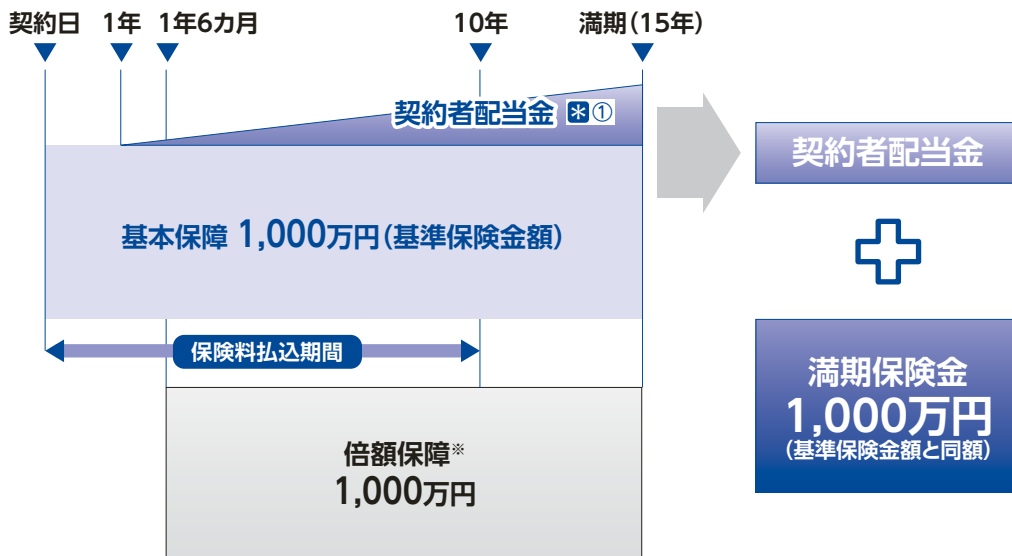
基準保険金額 1,000万円に加入の場合



(2) 普通養老保険(新フリープラン(短期払込型))

●10年払込15年満期養老保険

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日*②から開始します。

*① しおり64P参照「契約者配当金」

*② しおり14P参照「契約の保障(責任)の開始と契約日」

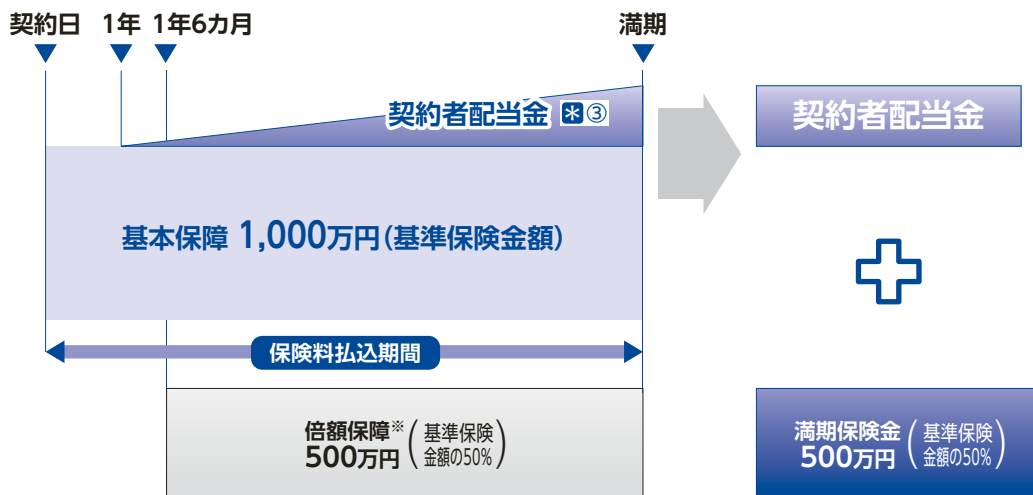
2 特別養老保険 (新フリープラン (2・5・10倍保障型))

契約の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一の保障 (死亡保障) と満期の楽しみ (必要なお金の準備) を兼ね備えた保険です。 ●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保障 (死亡保障) をより少ない保険料で備えることができます。 						
商品の特長 *①	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」 						
死亡保険金額	<table border="1"> <tr> <td>新フリープラン 2倍保障型</td> <td>→ 満期保険金の2倍</td> </tr> <tr> <td>新フリープラン 5倍保障型</td> <td>→ 満期保険金の5倍</td> </tr> <tr> <td>新フリープラン 10倍保障型</td> <td>→ 満期保険金の10倍</td> </tr> </table>	新フリープラン 2倍保障型	→ 満期保険金の 2倍	新フリープラン 5倍保障型	→ 満期保険金の 5倍	新フリープラン 10倍保障型	→ 満期保険金の 10倍
新フリープラン 2倍保障型	→ 満期保険金の 2倍						
新フリープラン 5倍保障型	→ 満期保険金の 5倍						
新フリープラン 10倍保障型	→ 満期保険金の 10倍						
●「各種特約」*②を付加することで、より充実した保障を準備できます。							

●しくみ図

(1) 特別養老保険 (新フリープラン (2倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月 (契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月) を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障 (責任) 開始の日*④から開始します。

*① しおり32P参照 「基本契約の保障内容」

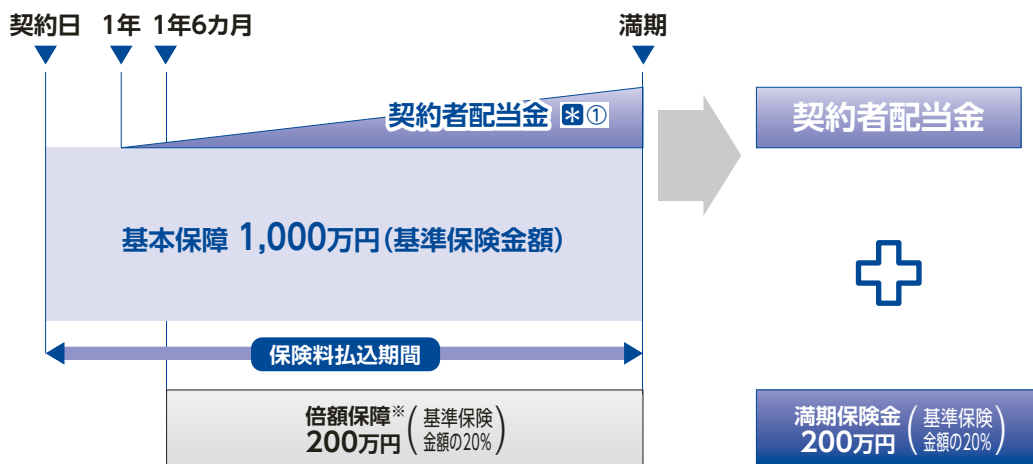
*② しおり33P参照 「特約の保障内容」

*③ しおり64P参照 「契約者配当金」

*④ しおり14P参照 「契約の保障 (責任) の開始と契約日」

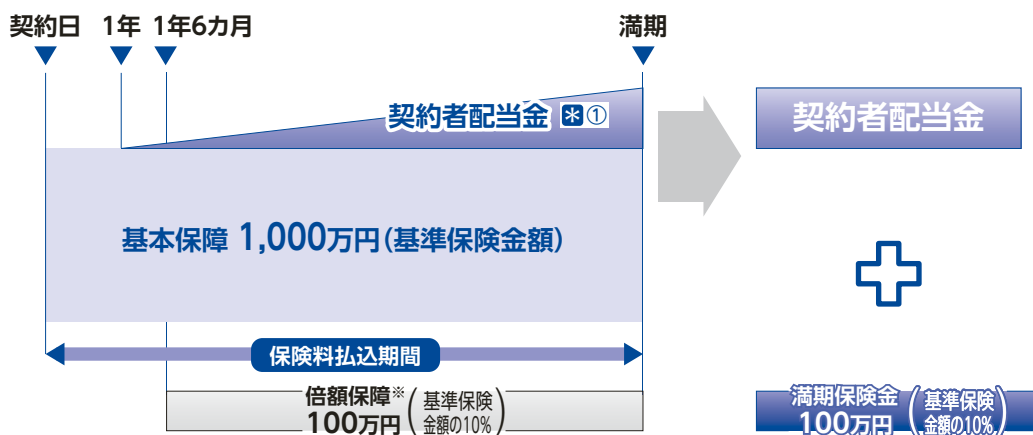
(2) 特別養老保険 (新フリープラン (5倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



(3) 特別養老保険 (新フリープラン (10倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月 (契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月) を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障 (責任) 開始の日 *② から開始します。

*① しおり64P参照 「契約者配当金」

*② しおり14P参照 「契約の保障 (責任) の開始と契約日」

3 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新

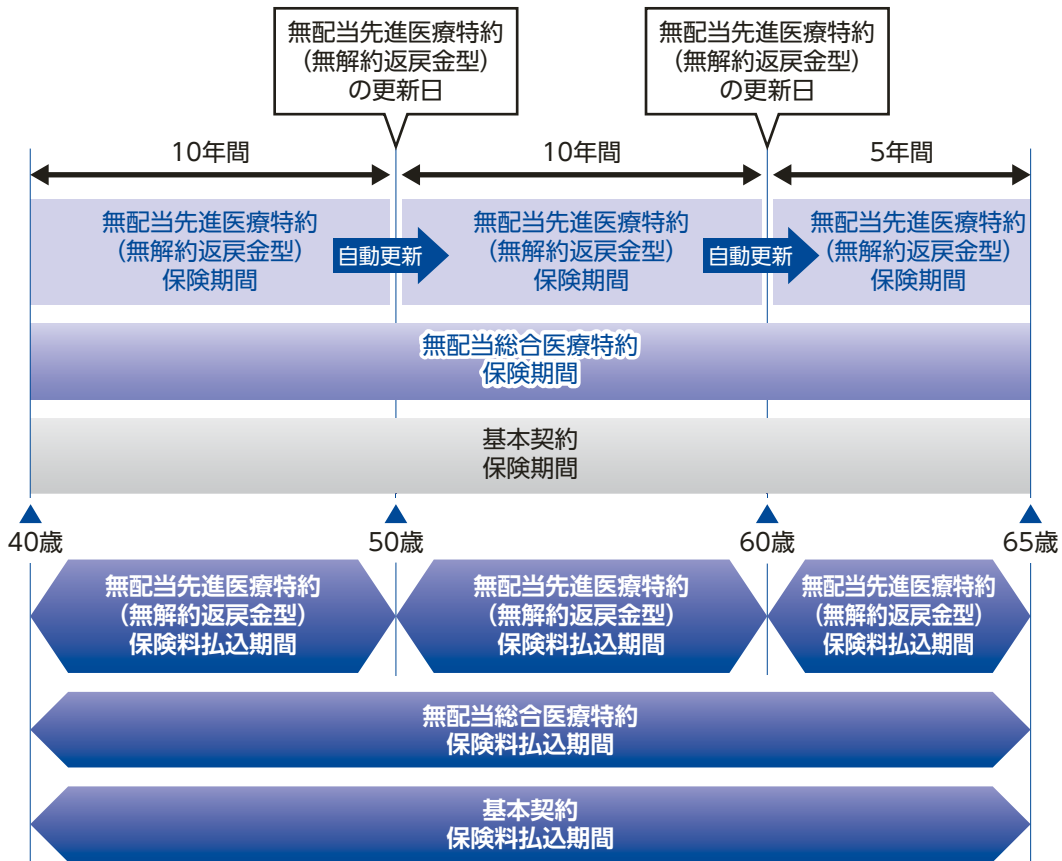
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は保険期間10年の更新型です。この特約の保険期間が満了する場合、当社所定の条件を満たせば、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、保険期間の満了日の翌日を更新日として自動更新します*①。

※この特約の保険期間満了と同時に基本契約の保険期間が満了する場合は、この特約の自動更新はありません。

●更新制度の詳細については、下表のとおりです。

保険期間	<ul style="list-style-type: none"> ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は10年とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日が基本契約の保険期間の満了日を超えるとときは、基本契約の保険期間の満了までの期間となります。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料は、「払込時期」内に基本契約の保険料と合わせて払い込んでください。この特約と合わせて払い込むべき基本契約または他の特約の保険料がないときは、更新後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料は一括して前納払込み*②する必要があります。 ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料の「払込猶予期間」内に特約保険料の払い込みがないときは、「払込猶予期間」の最終日の翌日にこの特約を解除*③します。 ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。多くの場合、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●更新時に「質問表(告知書)」の提出は不要です。(被保険者の健康状態にかかわらず自動更新します。) ●無配当先進医療特約(無解約返戻金型)には、更新時におけるこの特約の特約条項が適用されます。 ●更新時に当社が無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、ご契約者からこの特約を更新しない旨の申し出がない限り、この特約に代えて同種の当社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。 ●先進医療保険金の支払いなどについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。 <ul style="list-style-type: none"> <例> <ul style="list-style-type: none"> ○更新前に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合、更新前の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保障(責任)開始時以後に生じていれば、更新後に受けた療養についても先進医療保険金を支払います。 ○先進医療保険金の支払限度は300万円であり、更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。 ○更新前に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料が払込免除となっていた場合は、更新後の特約保険料も払込免除となります。

普通養老保険「新フリープラン」(40歳加入、65歳満期)



⚠️ ご注意

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新をご希望されない場合は、この特約の保険期間の満了日の2カ月前までにその旨をお申し出ください。
- 契約が失効中のまま、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間が満了を迎えた場合、基本契約の保険期間中であっても、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新や復活はできません。

*① 約款参照 先進(無解返)「第42条」
 *② しおり55P参照 「保険料の前納払込み」
 *③ しおり56P参照 「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」